

平成 27 年度小矢部市教育委員会重点施策

小矢部市教育委員会は、

- 心豊かな人づくり
- 心身ともにたくましい人づくり
- 文化豊かな地域社会の創造

を基本目標に掲げ、人間尊重の精神のもと、広い視野を持ち、生涯を通じて自己向上に努めるとともに、社会の平和と進展に貢献し得る心身ともに健全な人間を育成することを目指す。

平成 27 年度における教育施策の体系は

- I 未来を拓く力を育む学校教育の推進
- II 生涯をとおした学びの推進
- III 文化芸術の振興と継承及び文化財の保護と公開・活用
- IV 生涯スポーツの振興による健康な心と体の形成

とする。

この重点施策の実施に当たっては、第 6 次小矢部市総合計画に呼応しながら、関係機関、諸団体の協力や学校・家庭・地域相互の連携のもとに、総合的な教育行政の推進に努める。

I 未来を拓く力を育む学校教育の推進

児童生徒が人と人との関わりを大切にし、国際化、情報化、高齢化社会などの社会変化に対応しうる、心豊かで、心身ともにたくましい人間となるように、未来を拓く力を育む学校教育の推進に努める。

1 個を尊重した教育の推進と今日的な課題に対応した「生きる力」を育む教育環境づくりの推進

(1) 授業力向上と確かな学力の育成

ア 一人一人に応じた指導の充実

児童生徒の疑問や思考過程を大切にしながら授業を展開し、一人一人に対応した指導を推進する。

イ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得

基本的な生活習慣や基礎的な学習態度についてのきめ細かな指導を行える教育環境を整え、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る。

また、家庭と連携し学習習慣の確立を図る。

ウ 思考力・判断力・表現力等の育成

知識・技能の活用を図る学習活動を充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成を図る。

また、児童生徒の科学的思考力を育むため、基礎となる理数教育の充実に努める。

エ 学ぶ意欲の向上と主体的な児童生徒の育成

児童生徒の興味関心を生かし、自発的な学習を促すとともに、進歩の状況を積極的に評価し学習意欲の向上を図る。

また、自ら課題を見つけその解決に向けて主体的に取り組む児童生徒の育成を図る。

オ 授業時数の確保

小・中学校各校の年間総授業時数とともに個々の教科等の授業時数が確保できるよう、市全体として取り組む行事や事業等の改善・精選に努める。

カ 全国学力・学習状況調査等の効果的な活用

全国学力・学習状況調査結果の集計・分析や各種学力調査を引き続き実施し、学校改善、授業改善、生徒指導等に効果的に活用する。

キ 「とやま型学力向上プログラム」の推進

- ・各校での学習活動において「とやま型学力向上プログラム」の推進による確かな学力の向上を図る。
- ・学力向上小矢部市教育委員会プラン研究委託事業を推進し、拠点校の優れた指導事例や研究成果を共有する。
- ・優れた指導法の普及、啓発の研修会を開催し、学習に困難を感じている児童生徒の指導法を改善する。

ク 多人数学級支援講師の配置

31人～35人の小学校1、2年生の学級に「多人数学級支援講師」を配置する。

ケ アクションプランの継続実施

具体的で分かりやすい数値目標を掲げたアクションプランを家庭や地域に公開するとともに、学校の特色や教育活動の成果を分かりやすく説明し、学校運営の改善に努める。

コ P T A ・地域団体等との連携推進

保護者及び地域住民の理解・協力のもと、よりよい学校運営が図られるよう、P T A ・地域団体等との連携をすすめ、保護者から信頼されるとともに地域に開かれた学校をめざす。

(2) 福祉・環境・国際理解・情報教育の推進

ア 福祉教育の推進

地域に根ざしたボランティア活動などによる心のふれあいをとおして、思いやりの心を持ち、共に支え合って生きようとする児童生徒の育成をめざし、福祉教育を推進する。

イ 環境教育の推進

環境問題について考え、地域の環境を見つめて働きかけ、実践的行動に結びつく環境教育を推進する。

ウ 国際理解教育の推進

- ・異文化等の理解促進と国際化に対応できる児童生徒の育成

自他の文化や人権、平和、環境、資源等の地球的規模の問題等を学ぶ国際理解教育をすすめ、小・中学校が連携して、国際化に主体的に対応できる児童生徒の育成に努める。

- ・外国語指導助手の配置

生きた英語教育により、小・中学校における外国語活動が効果的に実施されるよう、継続して外国語指導助手を配置する。

- ・高校生海外派遣事業の支援

市内3高校主催の「高校生海外派遣事業」に助成を行い、海外生活の体験を通じた国際理解の推進を支援する。

- ・帰国・外国人児童生徒等に対する支援

帰国・外国人児童生徒等に対し、日本語指導や生活適応指導等の充実を図り、互いに理解し、認め、学び合う環境づくりに努める。

エ 情報教育の推進

- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成

児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力を育成し、情報や情報機器を主体的に選択・活用し、受け手の状況を考えて発信・伝達できる児童生徒を育てる。

- ・ 情報モラル教育の推進

インターネットや携帯電話等への過度な依存による弊害を周知し、有害情報に巻き込まれないよう、情報モラル教育の推進を図る。

- ・ 情報機器の整備推進

情報教育を推進するため、計画的に機器の更新を図るとともに、適切な保守管理に努める。

平成 27 年度については中学校の PC 教室のパソコンの更新を行う。

(3) 読書活動の推進

ア 学校図書室の蔵書等の充実

子どもの豊かな感性と創造性を育てるため、引き続き蔵書の充実に努めるとともに図書検索貸出システムも活用して読書環境の整備を図る。

イ 学校図書館司書の専任配置及び研修推進

学校図書館司書を、各校に専任配置して、学校図書館の積極的な活用を図り、子どもの自主的な読書活動を推進する。

また、教育センター主催の学校図書館司書研修会を引き続き実施する。

(4) 特別な支援を必要とする児童・生徒への適切な教育の充実・推進

ア 校内支援体制の充実

特別な支援を要する児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた校内支援体制の充実に努める。

イ スタディメイト配置の充実

学習障害等のある児童の支援強化のために「スタディメイト」の勤務時間の 2 時間延長や増員を図り適切に配置する。

ウ 適切な就学相談の推進

「巡回就学相談」や「にこにこ相談会」等の相談事業の活用により、保護者の理解に基づく適切な就学相談の推進に努める。

- エ 幼稚園・保育所、小学校の連携及び関係機関等との協力
 幼児児童一人一人の発達状況の把握や適切な対応の理解に向けて、幼保・小の連携を強化するとともに、県関係機関や医療機関との協力を進める。
- オ 早期支援コーディネーターの配置
 早期支援コーディネーターを配置し、幼稚園、保育所を巡回し、早期からの教育相談や小学校生活への適応支援を継続的に行う。

(5) 幼稚園・保育所、小学校、中学校の連携推進

- ア 幼保・小の連携推進
 幼稚園（保育所）から小学校への円滑な就学に向けた適切な対応を行うために、引き続き、教育センターが主催する幼保・小連携研修会や小学校教員、保育所保育士・幼稚園教員による授業・保育の相互参観・実践・意見交換及び「交流学習」を実施し、幼保・小の連携を推進する。
- イ 小・中の連携推進
 小学校から中学校への円滑な就学移行を図るため、小学校と中学校との情報交換及び児童生徒の就学前交流を引き続き推進する。

(6) 幼稚園教育の充実

- ア 園児一人一人の健やかな成長をめざす幼稚園教育の推進
 一人一人の発達や学びの連続性を的確にとらえて、生き生きと環境にかかわり、友達と楽しく遊ぶ園児を育てる。また、外国語指導助手(ALT)を毎月1回派遣して、英語に慣れ親しむ機会を設ける。
- イ 地域との連携を活用した園運営の推進
 園児に社会性、ふるさと愛が育まれるよう、保護者の理解と参加のもと、地域住民の協力を得て、地域と積極的に関わる活動に取り組む。
- ウ 園内環境の充実
 園を取り巻く自然環境や伝統文化などを通して、子どもの生きる力を育むことができるよう園内環境の充実を図る。
 平成27年度は、遊戯室暗幕カーテン修繕工事や遊具の修繕を実施する。
- エ 幼保・小の連携推進
 (5)アに掲載
- オ 預かり保育・子育て広場の実施
 園施設の機能を生かして、引き続き、預かり保育を実施するとともに、子育て広場の継続実施により地域の幼児教育センター的な役割を担う。

カ 保護者の理解促進と連携推進

保護者が家庭での生活リズムや基本的な生活習慣の重要性を理解することにより、家庭生活のあり方を見直すことができるよう、諸行事への参加促進等を図るとともに「父母の会」との連携をすすめる。

(7) 就学・就園支援の推進

要保護・準要保護児童生徒への就学支援及び私立幼稚園就園費の助成を引き続き推進する。また、子ども子育て支援制度への移行にあたり、幼稚園保育料の軽減を図るとともに第三子の保育料を無償とする。

(8) 「週5日制の見直し」等の研究継続

教育活動の充実を図るため、「週5日制の見直し」等の研究を継続して進める。

2 健やかな心の育成

(1) 社会性、自立心、規範意識、思いやりの心を育む教育の推進

ア 学校の教育活動全体を通して、児童生徒に社会性や自立心、規範意識、思いやりの心などの豊かな人間性を育み、自由と規律がバランスよく身に付く教育の推進に努める。

(2) 児童生徒の自己指導能力の育成

ア 児童生徒がやり遂げた喜びを味わえる学習等の推進

児童生徒がやり遂げた喜びを味わえる学習や共同生活を通じた経験の大切さを学ぶ学習活動を展開する。

イ 組織的・計画的に対応できる生徒指導の推進

役割分担を明確にしながら組織的・計画的に対応できる生徒指導を推進し、社会の変化に主体的に対応できる自己指導能力を育てる。

ウ 主体的に進路選択できる児童生徒の育成

キャリア教育を推進し、望ましい勤労観、職業観をもとに、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できる児童生徒を育てる。

エ 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業」の推進

地域の企業・団体の協力のもと、中学校2年生が5日間連続の職場体験やボランティア体験等に取り組む「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業」を推進し、生徒の職業への理解や奉仕の心を育てるとともに、社会性や働く人の心構え、心配り等を学び、将来に向けてたくましく生きる力を育てる。

(3) 人権教育の充実

ア 人権学習の推進

ネット社会が新たな人権問題を生み出すなどの状況の中で、人権尊重精神の向上を図ることは社会全体の大きな課題であり、学校教育においても児童生徒に対する人権学習を推進する。また、児童生徒の人権を保障し、教職員と児童生徒の間に良好な信頼関係を維持するとともに言語環境の整備に努める。

イ 関係機関・団体との連携

人権啓発資料の活用や「社会を明るくする運動」等を通じて、関係機関・団体との連携推進に努める。

(4) 児童生徒指導及びいじめ・不登校等への対応の充実

ア 児童生徒と教員との信頼関係づくり

児童生徒と教員との信頼関係づくりに努めるとともに、児童生徒同士の好ましい人間関係の形成に努める。

イ きめ細かな指導の徹底

いじめは児童生徒の人権にかかわる問題であり、人として絶対に許されない行為であるという認識に立ち、「小矢部市いじめ防止基本方針」を遵守し、児童生徒のわずかな変化を見逃さないきめ細かな指導の徹底を図る。

また、学校はいじめの防止に関する措置を実効的に行うための組織を設置し、いじめの相談・通報の窓口や、いじめの疑いに関する情報などの収集・記録、共有などを行う。

また、不登校に至る前兆の早期発見に努め、適切な指導を行うとともに、小矢部市要保護児童対策協議会及び関係機関との連携により、児童虐待の防止・早期発見・解決に取り組む。

ウ 不登校児童生徒等への支援体制の充実

不登校やひきこもり、教室外登校となっている児童生徒の学校復帰をすすめるために、保護者・家庭との連携のもと、学校全体での取り組み体制を確立するとともに、小矢部市適応指導教室「ふれんど」の相談員の訪問相談の推進等により、不登校並びに不適応児童生徒の支援体制を充実する。また、教育センター主催の子どもと親の相談員及びスタディメイトの研修会を開催し、相互の連絡・連携を推進する。

(5) 相談事業の充実

- ア 子どもと親の相談員・スクールカウンセラーの配置及び教育相談室の開設
小・中学校における相談体制の充実を図るため、引き続き、子どもと親の相談員・スクールカウンセラーの配置及び教育相談室の開設を行い、その効果的な活用により、不登校やいじめなどを生まない環境づくりに努める。
- イ カウンセリング指導員、スクールソーシャルワーカーの活用
困難な問題を抱える児童生徒の指導相談や家庭環境の改善を支援するため、カウンセリング指導員、スクールソーシャルワーカーの活用を推進する。

(6) ふるさと教育の推進

- ア ふるさと学習の推進
郷土に誇りと愛着をもった児童生徒の育成をめざし、郷土の豊かな自然環境や地域の文化に親しむ、ふるさと学習を推進する。
- イ 地域教材の作成・活用
ふるさと学習の教材となる地域教材として、「私たちの郷土 小矢部」「小矢部の先人の心に学ぶ」「郷土学習地図」「郷土学習資料」等の作成・活用を推進する。

(7) 体験学習の推進

- ア 現地学習の推進
小矢部市の自然・地理・歴史・産業等の学習において、現地学習の取り組みを推進する。
- イ 体験活動の推進
福祉体験や各種ボランティア体験、伝統文化伝承体験等の機会を設け、体験活動の推進を図る。

(8) 芸術文化活動等の推進

- ア 児童生徒の情操・感性の育成
児童生徒の様々な芸術文化活動を引き続き推進し、情操・感性が豊かに育つよう努める。
- イ 芸術鑑賞機会の提供
優れた芸術に触れる機会を提供するため、園児・児童生徒を対象とする芸術鑑賞事業への助成を引き続き推進する。

ウ 文化活動発表の場の提供

文化活動への意欲を育てるため、発表の場としての「中学生ミュージアム」「中学校吹奏楽部合同演奏会」「小中学生科学作品展覧会」等の取り組みを引き続き実施する。

(9) 平和教育の推進

児童生徒が平和の大切さを理解する平和教育を推進する。

毎年 8 月 6 日に広島市で開催される平和記念式典に中学生を引き続き派遣する。

3 体力づくり・健康教育の推進及び食育等における家庭との連携

(1) 体力づくりの推進

ア スポーツを楽しむ健康でたくましい児童生徒の育成

生涯にわたってスポーツを楽しむことができる健康でたくましい児童生徒を育成するため、基礎体力や運動技能の向上を図るとともに、運動の楽しさや喜びを味わえる体育・スポーツ活動を推進する。

イ 体力テストの活用等による体力向上

子どもの体力向上を図るため、小矢部市が実施する「体力テスト」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を詳細に分析し、それに基づいた体力・運動能力向上のための取り組みを実施する。

また、引き続き、学童陸上記録会の開催や水泳インストラクター派遣等を行い、体力の向上に努める。

(2) 中学校運動部活動等の推進

ア スポーツエキスパートの派遣

中学校の運動部活動への「スポーツエキスパート」の派遣を継続し、指導の充実と部活動の活性化を図る。

イ 生徒のスポーツニーズに対応した部活動の推進

生徒数の減少に対応した複数校による合同チームでの大会出場や合同運動部活動の実施検討などにより、生徒のスポーツニーズに応えた部活動を推進する。

(3) 健康教育及び食育の推進

ア 生命の尊さを自覚する児童生徒の育成

健康教育や「いのちの教育」を進め、生命の尊さを自覚し、心身ともに健康

で、安全な生活を送る児童生徒を育てる。

イ 健康診断結果等の活用と学校医・学校保健会との連携推進

児童生徒の健康診断結果等を分析して、生活習慣病等の予防指導等に活用する。また、引き続き学校医及び学校保健会との連携を推進し、適切な健康管理に努める。

ウ 薬物乱用防止などの啓発の推進

講習会等の実施により、薬物、喫煙、飲酒、性感染症等防止についての啓発を推進する。

エ 「早寝・早起き・朝ご飯」の指導推進

児童生徒に、「早寝・早起きをする」、「朝ご飯をしっかり食べる」などの望ましい生活を身に付け、心身の健康の保持・増進を図るよう指導するとともに、家族の理解・協力の促進に努める。

オ 食育の推進

児童生徒の健全な身体の発育、食への感謝の心の育成等をめざした食育を推進するため、学校農園事業や学校給食サポート隊の活動、食育推進検討委員会の活動、給食食材での地場産物の活用、栄養教諭による食に関する指導等を引き続き実施する。

平成23年度に策定した「食育推進計画」を踏まえ、各分野での食育の推進を図る。

(4) 安全・安心な学校給食の提供

ア 衛生管理の徹底

食品衛生管理を徹底し、安全・安心な学校給食を提供する。

学校給食の放射性物質検査を年1回実施する。

イ 学校給食センター施設・設備の整備・改修

学校給食センター施設・設備の整備・改修を計画的にすすめる。

平成27年度は、プレハブ冷蔵庫の修理を行うほか、ネットコンベア型食器洗浄機1台を更新する。

ウ 楽しい給食の提供

地元の農産物をより多く採り入れたメニューやメルヘン献立、バイキング給食、卒業会食等を引き続き実施し、楽しい給食の提供に努める。

エ 食物アレルギーへの的確な対応

「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を活用し、食物アレルギーを有する児童生徒に対し、個別面談等による保護者との共通理解の促進や医

療機関との連携、学校全体の取り組み体制の確立等により、原因食品の確実な除去を行うなど、的確な対応をすすめる。

平成23年度から実施している食物アレルギー原因食材を除去した「みんなで食べる学校給食」を本年度も継続して実施する。

(5) 家庭との連携

ア 健康の大切さの理解促進と自主的な健康生活の実践

日常生活における健康の大切さや疾病の予防等について、家庭での関心や理解の促進を図り、「早寝・早起き・朝ご飯」等の基本的な生活習慣の定着など、自主的に健康な生活が実践されるよう努める。

イ 家庭との連携による生活習慣病などの予防の推進

家庭との連携により、生活習慣病、虫歯、近視等の予防と早期発見・早期治療に努め、児童生徒自らによる健康管理と疾病予防を推進する。

ウ 健康づくりノートの活用

「健康づくりノート（とやまゲンキッズ作戦）」の積極的な活用により、学校と家庭及び保健・医療機関等が連携した健康教育を推進し、児童生徒が自らの生活を改善し、望ましい生活習慣が身に付くよう努める。

4 多様なニーズに応える教職員の育成

(1) 効果的な研修の推進

教員としての使命感と倫理観を高め、創意と責任ある教育活動が展開できる教員、高い専門性を有する教員等の育成を図るため、効果的な研修を推進する。

また、世代交代が迫っている中でのミドルリーダーの育成や若年層の資質の向上を図る。

(2) 校内研修の充実

学校教育目標の実現を目指す組織的・計画的な学校運営を推進するために、全校体制で取り組む校内研修の充実を図る。

(3) 個人研修の促進

指導力や専門性を高めるため、各教員が自らの課題を明確にした個人研修に励むとともに、資質・能力向上のための各種研究会、講演会等への積極的な参加を促進する。

(4) 派遣研修の推進

専門的な知識及び技術を習得させ、その資質の向上と指導力の充実を図るため、小学校の教員 1 名及び中学校の教員 1 名を 3 か月間の内地留学に派遣する。

(5) 教員の情報活用能力向上と教材開発の推進

教員の ICT 活用能力の向上により、情報教育活動が工夫・改善されるよう研修を推進するとともに、情報機器を活用した「わかる授業」を展開するための教育方法や教材の開発研究に努める。あわせて、児童生徒などの個人情報の管理徹底を図る。

5 安全安心な学校づくりと学校教育環境の整備

(1) 学校施設の耐震化の計画的な推進

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常時には地域住民の緊急避難場所となることから、耐震診断調査結果に基づき、計画的にその耐震化を推進する。

平成 27 年度は、石動中学校、大谷中学校、津沢中学校、蟹谷中学校の天井改修工事（落下防止対策）を行う。

(2) 学校施設の整備・改修と教材備品の整備・充実

ア 学校施設の整備・改修

児童生徒が安全で安心して快適な学校生活を送ることができる教育環境を確保するため、学校施設の整備・改修等を計画的に推進する。

平成 27 年度は、主に次の整備・改修を行う。

- ・津沢小学校、蟹谷小学校普通教室空調設備整備
- ・東部小学校プール解体工事
- ・蟹谷小学校電気錠取付
- ・津沢小学校プール漏水修繕
- ・各中学校へのプロジェクター及びスクリーン配備

イ 教材備品の整備・充実

児童生徒の学習環境の整備・向上をめざし、引き続き教材備品の整備・充実を図る。

平成 27 年度は小学校 5，6 年の算数科にデジタル教科書を導入する。

(3) 安全教育の推進と安全管理の徹底

ア 安全教育の推進

児童生徒が、危険予測・回避能力を身に付けるよう安全教育を推進する。

イ 安全管理の徹底

遊具、校舎、体育館等の学校施設の安全点検を行い、安全管理を徹底する。

(4) 通学等の安全確保

ア スクールバスの安全運行

登下校時及び校外学習等におけるスクールバスの安全運行を徹底する。

平成27年度は、平成25年度に試行・平成26年度から実施した中学生の冬季における通学対策について本格的実施を行う。

イ 家庭・P T A・地域との連携による安全確保

登下校時における子どもの安全を確保するため、家庭やP T A・地域住民の協力による「地域見守り隊」や「子ども110番の家」等の地域ぐるみの安全対策を継続して推進する。

また、保護者への迅速な情報提供ができるよう、一斉メールシステムの活用を推進するとともに、小矢部市通学路安全推進会議において、通学路の交通安全の確保に向けた取組を推進する。

ウ 防犯灯等の計画的な整備促進

関係部局と連携し、通学路における防犯灯や歩道設置等の計画的な整備促進を図る。

6 小中学校統廃合の検討の継続

(1) 小中学校統廃合審議会答申に基づく検討の継続

小中学校統廃合審議会の答申に基づき、「今後の小・中学校のあり方」についての検討を継続して進める。

(2) 「公立小中学校の適正規模、適正配置に関する手引」に基づく検討

平成27年1月に文部科学省から通知のあった「公立小中学校の適正規模、適正配置に関する手引」に基づき小中学校の統廃合等について検討する。

II 生涯をとおした学びの推進

社会の変化に対応し、市民が生涯にわたり学習できる環境づくりと機会の拡充に努める。

1 生きがいのある充実した人生を送る生涯学習の推進

近年の急激な高齢化社会の進行に伴い、市民の学習ニーズは一層多種多様化している。こうした中で、すべての市民が生涯にわたって多くの人々と楽しみながら学習できる場と機会の拡充を図るとともに、生涯学習を推進することにより活力ある地域づくり、人づくりに努める。

(1) 生涯学習体制の拡充

ア 講座内容の充実等の推進

市民一人一人の生涯学習の意欲の高揚を図るため、各種講座の学習内容の充実、学習サークルの育成及び生涯学習に関する情報の提供に努める。

イ 学習サークル等の育成

生涯学習の拠点としての総合会館、市民図書館、勤労青少年ホーム、公民館及び石動コミュニティセンターを活動の場とする学習サークル等の主体的活動の推進を図る。

ウ 人材の活用と育成

豊かな経験をもった人材の活用を積極的に図るとともに地域におけるボランティア活動を推進する人材の育成を図る。

エ 社会教育指導員・公民館指導員の配置

生涯学習講座の内容の充実と社会教育関係団体や学習サークル等の指導・相談及び育成のために社会教育指導員・公民館指導員を配置する。

(2) 生涯学習機会の拡充

ア 講座の開設と広報活動の推進

市民の「だれでも、いつでも、どこでも」学習機会を選択して楽しく学ぶことができるよう各種講座を開設するとともに、ケーブルテレビ等多様な広報媒体を活用し、より多くの市民が学習に参加できるよう情報提供に努める。

特に、団塊世代の生涯学習活動への参加を動機付けるため、市民教養講座の充実を図る。

イ 市民ニーズに対応した学習機会の拡充

県民カレッジ砺波地区センターとの連携事業や「IT講習会」を開催し、市民ニーズに対応した学習機会の拡充に努める。

2 心のふれあいを深める社会教育の推進

市民一人一人がお互いに心の交流を深め、家庭・学校・地域が一体となり、明るい教育環境づくりを推進し、社会教育の一層の振興に努める。

(1) 家庭・地域における健やかな子どもの育成

ア 地域での子どもの居場所づくりとサポーターの養成

地域で子どもたちを元気に育てる環境の充実に向け、様々な体験活動を通して、安全で安心できる居場所づくりに努めるとともに、子どもたちの教育について気軽に相談やアドバイスができるサポーターの養成を支援する。

イ 親子の共同・共感体験機会の提供

公民館等で親子の共同・共感体験等の機会を提供し、親子のふれあいや親同士の意見交換、ネットワークづくりを通して家庭教育を見直す機会の拡充に努める。

ウ 保護者の学習支援

子育てに不安や悩みを持つ親を支援するため、親の役割や家庭教育に関する学習機会と気軽に利用できる場を提供し、保護者の学習を支援する。

また、公民館に設置した子育てミニ文庫（読み聞かせの絵本、DVD、プロジェクト等）を活用することにより子育てを支援する。

エ 地域おやべっ子教室の推進

子どもたちが、世代をこえて地域の人達と交流活動をすることにより、地域社会全体で心豊かで健やかに育まれるよう「地域おやべっ子教室推進事業」を実施し、より良い環境づくりに努める。

オ 通学合宿・宿泊学習の推進

子どもたちに共同生活を通して基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、自立心や協調性を育てるため「通学合宿・宿泊学習」などの取り組みを推進する。

併せて、地域住民の参加を図るなどネットワークづくりを推進し、地域の教育力の向上を図る。

(2) 社会教育活動の推進

ア 青少年健全育成の推進

心身ともに健康でたくましい青少年を育てるため、少年補導員、関係行政機関等と連携を密に図りながら、健全育成、非行防止に努める。また、自主的に活動する青少年育成団体の支援を図る。

イ 学習機会・情報の提供

市民誰もが余暇時間を有意義に過ごすことができるように学習機会と情報の提供に努める。

ウ 学習成果の活用

郷土の歴史や伝統文化等を調査研究する生涯学習講座の学習成果をまとめ、その活用を図る。

エ おやべ再発見「子どもかるた」の活用

郷土の歴史・文化を子どもたちが詠み・描いた作品をもとに作成した「おやべメルヘンかるた」を活用し、伝統的なかるた遊びの中からおやべを再発見するとともに郷土愛の醸成を図るため、市立図書館のイベントや子ども向け生涯学習講座など幅広い利用を促進する。

(3) 公民館活動の推進

ア 各種講座の開設

地域住民のニーズにあった各種講座を開設し、特色ある公民館活動の推進に努める。

イ 子どもたちの地域交流活動の推進

地域学習の中心的役割を果たすべく、子どもたちの地域社会との交流活動の推進に努める。

ウ 公民館職員の研修会への参加促進

公民館職員の各種研修会等への参加促進を通して、各種事業・活動の企画者としての資質の向上を図る。

(4) 図書館活動の推進

ア 誰もが利用できる読書環境づくり

市民の文化向上を図るため、多様なニーズに対応したサービスを展開し、誰もが利用できる読書環境づくりに努める。

特に、将来を拓く子どもたちについては、平成 27 年 3 月に改定した「第 2 次小矢部市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動の推進に努める。

イ ブックスタートの推進とフォローアップ

子どもの情操教育の一環としてブックスタートを推進し、絵本を介して赤ちゃんと保護者の心がふれあうきっかけづくりを行う。また、乳幼児健診の会場において絵本の紹介・読み聞かせ等を行いフォローアップに努める。

ウ 児童図書の実充

子どもたちが良書と出会い、読書の楽しさを実感できるように、おとぎの館図書室において児童図書の充実に努める。

エ 学校図書館との連携

子どもたちの読書活動の推進を図るため、学校図書館との連携による図書資料の提供に努める。

オ 相互利用協定等による利用の拡大

小矢部市・津幡町図書館の相互利用協定により利用の拡大を図るとともに、石動駅観光案内所において図書の貸出、返却の受け渡しを行い、利用者の利便性の向上を図る。

カ 地域資料の収集と相談窓口の開設

歴史的価値を有する地域資料の収集、保存を行うとともに、相談窓口を開設し、市民の利用に供することにより情報資源としての活用を図る。

キ 招待事業の拡大

引き続き幼稚園・保育所の園児をおとぎの館図書室に招待し、読み聞かせなどの楽しい体験を通し、図書館に親しむきっかけを提供する。

また、平成 27 年度から新小学 1 年生もおとぎの館図書室に招待し、図書館の利用・活用や家族を含めた家庭読書の推進を図る。

(5) 勤労青少年ホーム活動の推進

ア 勤労青少年の「憩いの場」の提供

ホームが勤労青少年のための「憩いの場」となるよう施設の充実に努める。

イ ニーズにあった講座開設と交流・活動機会の提供

勤労青少年のニーズにあった各種講座や行事を開催し、余暇の善用を図りながら、ホームを利用する若者の交流の輪を広めるとともに活動の機会の提供に努める。

(6) 社会教育施設の充実に適切な管理・運営体制の整備の推進

ア 市民から親しまれる施設の維持・管理

総合会館、市民図書館、勤労青少年ホーム、公民館及び石動コミュニティセ

ンターを安全で使いやすく、市民から親しまれる施設として維持管理に努める。

イ 指定管理者による効果的運営と管理

「指定管理者制度」を導入した総合会館及び勤労青少年ホームについては、民間事業者のノウハウを活用した効果的、効率的な施設の管理を行うとともに、「意見箱」の設置やホームページから市民の多様な意見を組み入れるなど利用者本位の運営に努める。

ウ 施設の整備

新市民図書館の移転整備に向けて、小矢部市民図書館整備計画検討委員会から提出のあった報告書の内容等を踏まえ、基本設計を行う。

老朽化している総合会館、勤労青少年ホーム及び石動コミュニティセンターについて、整理統合施設の整備に向けて、検討を行う。

Ⅲ 文化芸術の振興と継承及び文化財の保護と公開・活用

伝統文化や民俗芸能の継承及び発展を図りながら新しい市民文化の創造に努めるとともに、歴史的・学術的価値の高い文化財の保護、整備及び活用に努める。

1 文化芸術の振興と継承

心の豊かさや生活に潤いを求める市民の芸術文化に対するニーズに応えるため、文化芸術活動の推進及び芸術鑑賞機会の拡充を図るとともに、市民の自主的な創作や発表・活動を支援する。

(1) 美術展及び芸術祭の開催

ア 市美術展の開催

芸術文化の向上と優れた作家の養成を目的として市美術展をアートハウスおやべを中心に開催する。

イ 芸術祭の開催

市民の自主的な文化芸術活動の発表の場である芸術祭の活動を支援し、市芸術文化連盟と連携しながら、市民が芸術を鑑賞する機会の充実と地域の芸術振興等に努める。

(2) アートハウスおやべの運営

子どもからおとなまで芸術に触れ楽しむことができる事業を積極的に企画・実施する。

(3) 芸術少年団活動の推進

市内の小中学生を対象に「美術・陶芸・雅楽」の通年講座及び春の特別講座を開設し、文化芸術に関心を持ち、豊かな感性に磨かれた子どもを育てる芸術少年団活動を積極的に推進する。

(4) クロスランドおやべ自主事業の充実

メインホール・セレナホールをはじめ、クロスランドおやべの様々な施設を活用しながら、年間を4つのフェスティバルに分けて実施している自主事業の内容をさらに充実し、文化芸術等の振興を図る。また、恋人の聖地やミニSL施設の活用により、交流人口の拡大に努める。

2 文化財の保護と公開・活用

当市は、桜町遺跡や今石動城跡をはじめ、多くの文化財を有している。近年の生涯学習ブームの中、市民の郷土の歴史・文化に対する関心が高いことから、郷土の貴重な文化遺産を後世に伝えるために、文化財の調査、保存及び活用に一層努め、市民の文化財に対する理解と保護意識の高揚を図る。

(1) 指定文化財の保存・活用の推進

国・県及び市指定文化財等を顕彰するとともに、その保存及び活用に努める。

(2) 桜町遺跡の活用推進と出土品の国の重要文化財指定の取り組み推進

ア 桜町JOMONパークの活用

桜町遺跡の体験学習等の拠点となる桜町JOMONパークの施設内容の充実を図り、活用するとともに、市民ボランティアの協力により体験学習等の活動を推進する。

イ 情報発信と青少年への学習機会の提供

新潟県糸魚川市で開催される縄文シティサミットに参加し、桜町遺跡の情報発信に努める。また、本年度も市内中学生を対象とした県外の縄文遺跡への探訪事業を実施し、縄文文化や地域文化を学習し、桜町遺跡を有する小矢部のまちづくりを担う人材の育成を図る。

ウ 重要文化財指定への取り組み

桜町遺跡出土品を重要文化財の指定候補とするため、その価値の裏付けるための補足調査等を実施する。

(3) 今石動城跡の保存・活用

平成 27 年度は、本丸跡周辺及び伝大手道の整備を行い、保存・活用に努める。

(4) 埋蔵文化財の調査及び公開

市内の個人住宅建設などの各種開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査の実施と報告書の作成及びその調査成果の公開に努める。

(5) 小矢部ふるさと歴史館の活用推進

小矢部ふるさと歴史館では、市内の遺跡から出土した土器、石器及び木製品等の整理・保管をはじめ、展示を行うことにより、市民等にわかりやすく小矢部の歴史を紹介する。また、桜町遺跡出土品展示室を活用し、「考古資料館」としての機能を充実させる。

(6) 小矢部市大谷博物館の活用推進

昭和初期の建物群や当時使用されていた農具や生活道具等民俗資料を公開・展示するとともに、名誉市民である大谷米太郎氏、大谷竹次郎氏、大谷勇氏の関連資料を展示し郷土学習に資する。

(7) 伝統芸能等の保全等

曳山をはじめとする市指定文化財や、獅子舞等の伝統芸能に対して保全等の必要な対策を講じ、継承推進を図る。

(8) 歴史資料等の調査・整理と公開・活用

歴史資料の調査研究及び市が保管する古文書の整理をすすめ、市民に公開し、その活用を図るとともに、破損しないよう大切に保存する。

また、越中国四郡絵図のデジタル化に続き、現物の公開が困難な歴史資料等の公開方法について検討する。

IV 生涯スポーツの振興による健康な心と体の形成

多様なスポーツニーズに応え、誰もがスポーツに親しめるスポーツ文化の創造を目指して、市民が健康で明るく活力ある生活が送れるよう、生涯スポーツの振興に努める

1 誰もがスポーツできる生涯スポーツ社会の実現

(1) 体力づくり、健康づくりに向けたスポーツ環境の整備

誰もが、それぞれの体力に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、体力づくりや健康づくりのためにスポーツができる機会を提供する。

(2) 学校体育・運動部活動の充実

スポーツ少年団や中学・高校の運動部活動を補完し、多様なニーズに応えるスポーツ環境をつくり、将来を担う健康でたくましい子ども達を育成する。

(3) 競技力向上システムの構築

競技活動や一貫指導体制などを支援し、全国・世界レベルの大会において活躍し、市民の目標、誇りとなる選手を育成する。

2020年に開催される東京オリンピックに市出身の代表選手を輩出するため、中学生を対象にした競技力向上対策事業を実施する。

2 基本施策の推進によるスポーツの振興

(1) 「仕組みづくり」の推進

ア NPO法人おやべスポーツクラブの充実

総合型地域スポーツクラブ事業の推進により、スポーツ人口の拡大を図るため、NPO法人おやべスポーツクラブに対し積極的に活動支援を行い、拠点施設である文化スポーツセンターの整備・改修を計画的にすすめる。

イ 「地域スポーツの日」の推進

年5回各地区において「地域スポーツの日」として、スポーツ推進委員会を中心に地域スポーツ教室を行い、地域住民がスポーツに取り組めるようその体制づくりに努める。

ウ 公益財団法人小矢部市体育協会との連携

選手強化や市民・県民体育大会及び市駅伝・県駅伝競走大会への派遣委託事業等を行うとともに、競技スポーツ活動の活発化を図るための総合的な取り組みを連携して進める。

エ 情報の提供・共有の推進

スポーツ情報を広く市民に提供するため、広報おやべ、CATV、市ホームページなどを利用し、周知PRに努める。

オ 地域と連携した学校体育・スポーツ活動の充実

学校と地域が一体となって児童生徒のスポーツ活動を充実するために、積極的な連携を推進する。

(2) 「機会づくり」の推進

ア 各種スポーツ教室・機会の提供

NPO法人おやべスポーツクラブと連携しながら、各種スポーツ教室などを開催し、多様なスポーツ機会の提供に努める。主な取り組みとして、市内幼稚園、保育所を巡回し、幼児期に運動好きになる契機として、運動神経がよくなるコーディネーショントレーニングを体験できる機会を提供する。また、小矢部市スポーツ振興基金を活用して、県内のプロスポーツによる少年スポーツ教室等を開催し、技術力の向上とスポーツに親しむ態度や習慣を身につける。

民間施設を活用して、室内温水プール市民開放デイ事業を行い、市民の体力向上及び健康増進を図る。

子どもから高齢者まで市民の誰もが気軽に参加できるウォーキングやマラソン等の大会を実施し、運動習慣の定着化及び体力の向上を目指す。

イ スポーツ・ツーリズムの支援

全国的大会等の誘致及び国内で活躍する選手の誘致に努めるとともにコンベンション助成補助金制度を活用し、市外のスポーツ団体が、市内のスポーツ施設を利用して行うスポーツ合宿を推進する。

平成27年度は、次の全国的大会を誘致する。

- ・第36回北信越国体ホッケー大会
- ・第13回全日本マスターズホッケー大会

ウ 「わがまちのスポーツ」の推進

本市のスポーツを代表する「ホッケー競技」のクラブチームや選手の活動を支援する。

エ 優秀個人・団体・クラブチームへの支援

全国大会等へ出場する選手やチームに対し壮行会の開催や激励金支給を行い、広く市民のスポーツに対する関心を高める機会とするとともに、その活動への支援を行う。また、中学生選手の競技力向上を図るために、補助金制度を活用し、将来オリンピック等の各種大会に出場できる選手の育成を目指す。

オ 国際交流への支援

国際交流と競技力の向上のため、さまざまな活動への支援を行う。

(3) 「人づくり」の推進

ア スポーツ指導者登録制度の活用

「スポーツ指導者パスネットとやま」を活用し、様々なニーズに応える指導者を紹介できる制度を推進する。

イ スポーツ指導者の養成

指導者講習会・研修会を通して、ニーズに合った時代に相応しい指導ができる体制を整え、将来を見据えた指導者の育成に努めるため、公益財団法人小矢部市体育協会に委託しスポーツリーダー研修事業を実施する。

スポーツ推進委員（45名）の資質向上を図るため各種講習会や研修会への参加を促すとともに、指導できる体制づくりに努め、スポーツ推進委員協議会を積極的に支援する。

ウ スポーツボランティア活動に向けた啓発

スポーツボランティアの活動の推進のために、機会の拡充に努める。

(4) 施設・設備・用具の整備・活用の推進

ア 施設・設備の改修及び用具の整備

スポーツ環境の充実を図るため、施設・設備の改修や用具の整備を計画的に進める。

平成27年度は、主に次の整備・改修を行う。

- ・都市公園長寿命化計画に基づく、運動公園施設の改修
- ・小矢部ホッケー場改修工事
- ・小矢部市民プール改修工事
- ・小矢部市文化スポーツセンター施設備品整備

イ スポーツ施設情報の提供及び活用

近隣市を含めたスポーツ施設の相互利用促進をPRするとともに、施設利用予約システムの市民への周知と活用を図り、より利便性を高める。

(5) 施設の適切な管理・運営の推進

指定管理者が各スポーツ施設に設置した「意見箱」や市ホームページから、市民や利用者の多様な意見を組み入れ、指定管理者との連絡を密にしながら、利用者本位の良好な施設の維持管理・運営に努める。また、指定管理者には四半期毎に月報、報告書等の関係書類の提出を求めるなど、引き続き適正管理に努める。